

条件変更改善型借換保証

- ・複数債権を一本化することで、資金繰り負担の軽減が図れます。
- ・新規事業資金の追加も可能です。
- ・制度の概要は次のとおりです。

利用できる方	次の各号の要件を満たす方 1.保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること 2.1の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること 3.金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けつつ、自らの事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
保証限度額	2億8,000万円 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円
貸付金利	金融機関所定利率
保証期間	15年（据置期間1年以内を含む。）以内。 ただし、対象資金には保証付き既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて当該返済資金以外の事業資金（新規融資分）を含めることができ、その場合の据置期間2年以内とする。
信用保証料率	0.45%～1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込書類の他、次の書類が必要 1.状況説明書 2.事業計画書（申込人が策定したもの） 3.認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （事業計画書に記載されている場合は不要）
申込先	約定締結金融機関